

2 申告所得税

2 申告所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

- (1) この章は、平成14年1月1日から平成14年12月31日までの間の所得について、平成15年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告納税者という。）の申告所得税の課税の事績を、全数調査により集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告等を要しない人は、調査の対象から除かれている。
- (2) 各所得者の定義は次のとおりである。

申告納税者	事業所得者	営業等所得者	事業所得者のうち、営業等から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		農業所得者	事業所得者のうち、農業から生ずる所得が最も大きい者をいう。
		その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

(注) 事業所得者とは事業所得だけを有する者及び事業所得の金額が他の所得金額より大きい者をいう。

2 申告所得税の税率等（平成14年分）

- (1) 課税総所得金額及び課税退職所得金額に係る分

《税額表》

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 3,299,000円まで	10%	0円
3,300,000円から 8,999,000円まで	20%	330,000円
9,000,000円から17,999,000円まで	30%	1,230,000円
18,000,000円以上	37%	2,490,000円

- (2) 分離譲渡所得金額に係る分（通常の場合）

- イ 課税長期譲渡所得金額 20%
- ロ 課税短期譲渡所得金額 次の①又は②の金額のうち、いずれか多い方の金額
- ① 課税短期譲渡所得金額×40%

$$\textcircled{2} \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{課税総所} \\ \text{得金額} \end{array} \right] + \left\{ \left[\begin{array}{l} \text{課税短期譲} \\ \text{渡所得金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{総合課税の譲渡所得の金額の計算} \\ \text{上控除しきれない譲渡所得の特別} \\ \text{控除額(50万円のうち控除不足額)} \end{array} \right] \right\} = \textcircled{A}$$

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \textcircled{A} \text{を課税所得金額と} \\ \text{みなして求めた税額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} \\ \text{に対する税額} \end{array} \right] \right\} \times 110\%$$

3 申告所得税の主な諸控除

- (1) 所得控除

- イ 基礎控除 380,000円
- ロ 配偶者控除 380,000円
- ただし、老人控除対象配偶者 480,000円
- 同居特別障害者である控除対象配偶者 730,000円
- 同居特別障害者である老人控除対象配偶者 830,000円

ハ 配偶者特別控除

(イ) 控除対象配偶者に当たる場合

配偶者の合計所得金額	控除額
49,999円まで	380,000円
50,000円から 99,999円まで	330,000円
100,000円から 149,999円まで	280,000円
150,000円から 199,999円まで	230,000円
200,000円から 249,999円まで	180,000円
250,000円から 299,999円まで	130,000円
300,000円から 349,999円まで	80,000円
350,000円から 379,999円まで	30,000円
380,000円	0円

(ロ) 控除対象配偶者に当たらない場合

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円から 399,999円まで	380,000円
400,000円から 449,999円まで	360,000円
450,000円から 499,999円まで	310,000円
500,000円から 549,999円まで	260,000円
550,000円から 599,999円まで	210,000円
600,000円から 649,999円まで	160,000円
650,000円から 699,999円まで	110,000円
700,000円から 749,999円まで	60,000円
750,000円から 759,999円まで	30,000円
760,000円以上	0円

ニ 扶養控除	380,000円
ただし、特定扶養親族	630,000円
老人扶養親族のうち同居老親等	580,000円
老人扶養親族のうち同居老親等以外	480,000円

なお、扶養親族が同居特別障害者に該当する場合には350,000円を加算した金額

ホ 雑損控除

「災害等の損失額（保険金などで補てんされた金額を除く。）で所得金額の合計額の10%を超える金額」又は「災害関連支出の金額で50,000円を超える金額」のいずれか多い方の金額

ヘ 医療費控除

支払った医療費（保険金などで補てんされた金額を除く。）から100,000円と所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額（最高200万円）

2 申告所得税

ト 生命保険料控除

(イ) 一般の生命保険料

支払った保険料が25,000円以下の場合	支払った保険料の全額
支払った保険料が25,000円を超え50,000円以下の場合	支払保険料×1/2+12,500円
支払った保険料が50,000円を超える場合	支払保険料×1/4+25,000円（最高50,000円）

(ロ) 個人年金保険料

上記(イ)に同じ

(ハ) 一般の保険料と個人年金保険料の両方がある場合

上記(イ)、(ロ)でそれぞれ計算した金額の合計額

チ 損害保険料控除

(イ) 長期保険料のみの場合

支払った保険料が10,000円以下の場合	支払った保険料の全額
支払った保険料が10,000円を超える場合	支払保険料×1/2+5,000円（最高15,000円）

(ロ) 短期保険料のみの場合

支払った保険料が2,000円以下の場合	支払った保険料の全額
支払った保険料が2,000円を超える場合	支払保険料×1/2+1,000円（最高3,000円）

(ハ) 長期・短期両方の保険料がある場合

上記(イ)、(ロ)でそれぞれ計算した金額の合計額（最高15,000円）

リ 社会保険料控除

支払った社会保険料の全額

ヌ 小規模企業共済等掛金控除

支払った小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く。）、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額

ル 障害者控除

270,000円

ただし、特別障害者

400,000円

ヲ 老年者控除

500,000円

ワ 寡婦（寡夫）控除

270,000円

ただし、特定の寡婦

350,000円

カ 勤労学生控除

270,000円

ヨ 寄付金控除

「特定寄付金の額」と「所得金額の合計額の25%」とのいずれか少ない方の金額のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

イ 配当控除 原則として配当所得の金額の10%（課税総所得金額が1,000万円を超える場合、その超える金額に対応する配当所得の金額については5%）

ただし、外国法人からの配当、建設利息、基金利息、源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得等は、配当控除の対象とならない。

ロ 外国税額控除 外国所得税のうち次の算式により計算した控除限度額までの金額

$$\text{控除限度額} = \text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の所得総額}}$$

ハ 住宅借入金等特別控除

住宅を居住の用に供した日	控 除 額	控除期間
平成9年1月1日から平成10年12月31日までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年から3年間) $\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高1,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 2\% + \left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高1,000万円超} \\ \text{2,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% + \left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高2,000万円超} \\ \text{3,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高35万円)	6年
	(4年目～6年目まで) $\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高2,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\% + \left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高2,000万円超} \\ \text{3,000万円以下} \\ \text{の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高25万円)	
平成11年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合	(居住の用に供した年から6年間) $\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高50万円)	15年
	(7年目～11年目まで) $\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.75\%$ (最高37.5万円)	
	(12年目～15年目まで) $\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 0.5\%$ (最高25万円)	
平成13年7月1日から平成14年12月31日までの間に居住の用に供した場合	$\left(\begin{array}{l} \text{その年の住宅借} \\ \text{入金等の年末残} \\ \text{高5,000万円以} \\ \text{下の部分の金額} \end{array} \right) \times 1\%$ (最高50万円)	10年

* 算出した金額に100円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。

* 平成9年中に居住の用に供した場合は合計所得金額が2,000万円を、平成10年以降に居住の用に供した場合は合計所得金額が3,000万円を超える年は受けられない。

ニ 政党等寄付金特別控除

政党等に対する寄付金で一定のものについて原則として次の算式で計算した金額（その年分の所得税額の25%相当額を限度）

$$\left\{ \left[\begin{array}{l} \text{その年に支出した政党等に} \\ \text{対する寄付金の額の合計額} \end{array} \right] - 1 \text{万円} \right\} \times 30\% = \begin{array}{l} \text{税額控除額} \\ \left(\begin{array}{l} 100 \text{円未満} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right) \end{array}$$

(所得金額の合計額の25%を限度)

(3) 平成14年分定率減税額

定率減税前の所得税額の20%相当額（最高250,000円）

2 申告所得税

4 統計表の収録一覧

統計表	分類方法	調査項目					調査方法
		人員	所得金額	軽減(免除)税額	申告納税額	青色申告者割合	
2-1 課税状況							全数調査
(1) 本年分の課税状況	所得者別	○	○		○		
(2) 既往年分の課税状況		○	○		○		
(3) 税務署別課税状況	所得者別	○	○		○		
(4) 免除状況		○	○	○			
(5) 課税状況の累年比較	所得者別	○	○		○		
2-2 所得階級別人員							
(1) 所得者別人員	所得階級別、所得者別	○					
(2) 所得階級別人員の累年比較	所得階級別	○					
(3) 所得者別青色申告者	所得階級別、所得者別	○					
(4) 所得者別青色申告者の累年比較	所得者別	○			○		
(5) 税務署別人員	所得階級別、所得者別	○					
2-3 所得種類別人員、所得金額及び申告納税額							
(1) 所得種類別人員、所得金額及び申告納税額	所得種類別	○	○		○		
(2) 所得種類別人員及び所得金額の累年比較	々	○	○				

5 所得税課税最低限の累年比較（給与所得者）

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
平成 10 年 分	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,144	2,200	2,833	3,842
13	1,144	2,200	2,833	3,842
14	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 1 各年とも社会保険料を加味して計算した。

2 平成10年、12年、13年、14年の所得税については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。

3 平成11年の所得税については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満であるものとして計算した。